

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際交流基金

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○不要資産の譲渡収入等の国庫納付にあたっては、国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、平成22年度中に772,941千円を国庫納付済み。</p> <p>○国際交流基金運用資金のうち、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、平成22年度中に34,209,350千円を国庫納付済み。</p> <p>○平成23年度末に計上した繰越欠損金(第2期中期目標期間中に発生した利益と損失の相殺により計上されたもの)について、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたりないと判断する運営費交付金について、平成24年度中に263,709千円を国庫納付済み。</p> <p>○第2期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金について、平成24年度中に45,566千円を国庫納付済み。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○区分所有宿舍35戸中4戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、売却手続きを開始、平成23年度中に終了し、平成24年5月に14,527千円を国庫納付済み。</p> <p>○実物資産/区分所有宿舍/平成21年度末時点の簿価額は78,260千円/金銭納付/国庫納付の時期は平成26年3月。</p> <p>区分所有宿舍31戸中7戸を不要資産として認定の上、売却し、売却収入のうち売却に要した手数料を控除した51,487千円を平成26年3月に国庫納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日、行政改革担当大臣)に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定済み。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>●本部事務所借料の見直し(平成25年度削減額▲55,325千円、対前年比削減率▲10.2%)により管理費を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <hr/> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○平成22年11月より、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有し、事務所移転に際しては共同検討を行っている。</p> <p>○平成24年度には、上記4法人のうち3人以上の海外事務所が存在する世界16都市の事務所共用化・近接化、ワンストップサービス実現のための連携合意書の締結、事業及び広報の相互連携等の協議と調整を行った。</p> <p>○また、平成23年6月にバンコク、8月に北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の国際交流基金事務所入居ビルに移転を完了。</p> <p>○平成25年度には、ジャカルタにおいて、国際交流基金事務所が提供したスペースに、国際観光振興機構の新規事務所が開設され、国際交流基金と国際観光振興機構との事務所共用化を実現した。</p> <p>○平成25年度には、ワンストップサービスに係る連携強化のため、複数の法人事務所が所在する都市において、事務所間での広報資料の相互配置、SNSを通じた情報発信等により、来訪者に他法人に関する情報を提供した。また、事業の共同実施や、催し会場における他法人の事業広報等も行った。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)</p>

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

●本部事務所借料については、平成24年度において、▲55,325千円(対前年度比削減率▲10.2%)の経費削減を達成しており、平成25年度においてもそれを継続した。さらに、26年度以降の借料においては、平成25年度と比較して▲121,017千円(対平成25年度比削減率▲24.85%)の削減となる予定である。

●京都支部についても、従前より引き続き運営の効率化と経費節減の取組みに努めている。特に事務所借料については、平成20年度中の移転により、以下のとおり、大幅削減を達成した。

・平成15年度実績額20,343千円

・平成18年度実績額10,448千円

・平成25年度実績額 3,981千円(対平成15年度削減額▲16,362千円、
削減率▲80.4%)
(対平成18年度削減額▲6,467千円、
削減率▲61.9%)

●日本語国際センター及び関西国際センターについては、運営方法、コスト等の不断の見直しを行うとともに、施設・設備の適切な運営、改修に努めている。

●職員宿舎については、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、区分所有宿舎35戸中4戸を処分した。

●区分所有の保有宿舎については、平成18年度に6戸、平成23年度に4戸を売却した。また、中期計画に則って平成25年度に区分所有宿舎31戸中7戸を売却した。策定した職員宿舎の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舎を全て処分する予定である。

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。

- ・全契約に占める随意契約の金額・件数比率

平成22年度:	1,495百万円/3,036百万円=49.2%	144件/356件=40.4%
⇒平成23年度:	1,734百万円/3,782百万円=45.8%	170件/404件=42.1%
⇒平成24年度:	1,797百万円/4,239百万円=42.4%	140件/351件=39.9%
⇒平成25年度:	1,676百万円/3,716百万円=45.1%	153件/343件=44.6%

※「見直し計画」基準同様入札不調の随意契約を企画競争等に分類した場合:
1,544百万円/3,716百万円=41.6% 145件/343件=42.3%

なお、平成24年度より基金事業の特性により生じる随意契約とそれ以外の理由による随意契約を明確に区分するための再分類を行い、平成25年度以降の契約監視委員会の点検に用いることとした。

- ・連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を受けることとしており、委員会のコメントを踏まえ改善取組を着実に実行した結果、平成24年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度には1件に縮減された。

●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成23年度において、以下の改善措置(継続・新規)を実施した。

- ・一者応札・応募を減らし、より競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定する。(継続)
- ・調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者にメール等で案件の広報を行うこととした。(継続)
- ・共催事業における相手方が、当基金負担の共催分担金の一部を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化する。(継続)
- ・個別契約だけでなく全体的に競争原理が適正に働いているかを確認するため、年間の契約件数が比較的多い業種について年間契約状況を点検(25年度新規取組)
- ・契約の適正性についてより一層の可視化を図るため点検時に基金の事業特性による随意契約における作品や事業等選考プロセスの明確化(25年度新規取組)

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、契約に係る情報は全て公表してきているが、これらに加え、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、当基金において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高等に占める当基金との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況についての情報を公開する制度を開始した。</p> <p>●平成24年度より、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づき、契約による支出を含む公益法人に対する支出についての情報を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関連公益法人に対する業務委託については、その妥当性につき厳正な見直しを行うとともに、競争性のある契約への移行を進めてきたところであるが、平成24年度において、独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等に該当する法人は存在しない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府での統一的な検討結果を踏まえ、類似の事業に共通で適用できる単価契約の導入等、共同調達等の導入にむけて可能性を検討している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○平成23年度の日本語国際センターの施設管理・運営業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、経費の節減を図り、平成22年度落札価格比で▲27,241千円の削減となった。平成24年度分からは、本業務の他、関西国際センターの施設管理・運営業務等についても民間競争入札を導入、平成24年度より平成21～23年度落札価格比で1年当たり▲29,076千円の削減となった。また、日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入し、前年度(平成23年度実績)比で、一人当たりの接遇業務経費が▲18千円の削減となった。</p> <p>○上記に加え、JF-NET(OA用情報管理システム)運用管理支援等業務について、平成26年度民間競争入札を実施(7月開札)。</p>

<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電をはじめとする光熱水料に係る経費節減、各種事業における受益者負担の更なる適正化等による、調達の効率化、経費の削減を図っているところである。</p> <p>○日本語国際センター施設管理・運営業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額(平成22年度に入札を実施)は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円(▲28.6%)。また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札(平成23年度に実施)による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,317千円(23.4%)の経費削減を達成した。</p> <p>○関西国際センターの施設管理・運営業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成21年度～23年度落札価格比で▲29,076千円の経費削減を達成した。</p> <p>○日本語国際センターの海外日本語教師研修接遇業務においては、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、前年度(平成23年度実績)比で、一人当たりの接遇業務経費▲18千円の削減。また、平成25年度～26年度での公共サービス改革法に基づく民間競争入札では、平成23年度実績比で、一人当たりの接遇業務経費▲22千円の削減を達成した。今後も民間競争入札や、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ることで、調達の一層の改善を推進する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●従前より基金ウェブサイト上において、組織に関する情報の一つとして役員(法人の長、理事、監事)の報酬額について公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●従前より監事による監査及び外務省独立行政法人評価委員会によりチェックを受けている。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ● 海外出張費については、国家公務員に準じたエコノミークラス航空賃利用や、割引航空賃使用促進により、経費の節減、合理化を行った。 ● 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ● 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年度より、契約監視委員会において全ての契約に関する点検（予定価格の適正性確認を含む）を受けており、その結果を契約事前審査に反映させている。 ● 平成23年度から、調達業務におけるマニュアルを作成し、予定価格積算の指導・助言等を行う体制を強化している。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を整備し、国際交流基金の役員、部長等と外部有識者から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置した。 ● 平成22年度に制定した「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」に基づき、平成23年度より外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を開催し、平成24年度及び平成25年度には基金内部における具体的なコンプライアンス上の取り組み事例につき検討を行うなど、コンプライアンスに関する理解の強化を図った。また、同委員会において専門家による講演を、同委員会メンバー（理事長及び役員と部長級職員）を対象として実施し、コンプライアンスの具体的事例を通じて、特に注意を要する点につき認識を深めるよう努めた。
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語能力試験については、実施地の状況に応じた受験料の適切な設定と受験者数増のための努力を続けた結果、大幅な増収を達成した。また、平成21年度より実現した黒字化については、平成25年度まで継続して維持している（平成25年度収入956,031千円、支出696,575千円）。平成26年度も引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。日本語能力試験収入の推移は以下のとおり。 平成19年度：220,511千円 平成20年度：235,847千円 平成21年度：799,441千円 平成22年度：623,210千円 平成23年度：615,110千円 平成24年度：679,421千円 平成25年度：956,031千円 ● 今後も、事業実施国の事情も勘案した上で、日本語能力試験受験料、海外日本語講座受講料等、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の更なる適正化につき、不断の見直しを続ける。

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●基金が発行した日本語教材や美術展カタログ等の販売を通じ、自己収入の拡大に努める。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●公募プログラムについては、事前評価として、募集の際に公開している「選定方針」に沿った審査を行い、さらに外部専門家による採否案に対する助言を加味して案件を選択している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●個別のプロジェクト(事業)は、原則として単年度で実施しているが、2年以上にわたる助成プロジェクト等については、年度ごとに中間報告書等を取り付け、事業の進捗を確認したうえで事業継続の可否を判断している。</p> <p>●公募助成プログラムの事前評価の結果として採用事業をプログラムごとにウェブサイトに掲載している。</p> <p>●事後評価は、事業年度終了後に中期目標期間中の評価項目ごとに自己評価を行っている。特に事業については、各分野に知見をもつ外部有識者専門家からの評価を受けているが、その内容は、業務実績報告書としてウェブサイトに掲載している。なお、この業務実績報告書については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「評価委員会は、独立行政法人の評価の際、国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。」とされていることを踏まえ、外務省ホームページを通じて意見(パブリックコメント)募集を行っている。</p> <p>●上記外部有識者による評価や外務省独立行政法人評価委員会からの評定コメントについては次年度以降の業務改善に繋げるよう留意しているが具体例としては以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本理解促進出版・翻訳助成プログラム」を、海外の出版社の要望に応えるのみならず日本から海外に紹介したい書籍の出版に繋げるため、翻訳出版推奨図書紹介リーフレットを作成し海外の関係者に配布、これらの対象書籍の申請に対しては優遇的助成を行う運用に改めた。 ・グローバル化が進む世界においては一方的な日本文化紹介・発信に留まらない「交流／協働」型の事業が必須であるとの指摘を受け、特にASEAN諸国を重点対象として、共同制作等の「協働」を重視した事業を企画・実施することとした。 ・「アジアで圧倒的に日本研究者の多い中・韓両国を巻き込んだアジアの日本研究者のネットワーク構築を支援していくことも基金の役割の一つと考えられる」とのコメントを受け、韓中の協力者と第4回東アジア日本研究フォーラムを開催し、韓中を中心に、台湾、ロシア、モンゴル、日本から参加した研究者が各国の日本研究の現状等に関し意見交換する機会を作った ・「日本語教育は、日本への理解促進の基盤となることから、今後も効果を見据えた戦略的、長期的な取組が期待される」とのコメントを受け、政府の有識者懇談会における議論・提言も踏まえ、平成26年度より東南アジアを主な対象として教師養成・能力向上、eラーニングコース開発、アドホック招へいを強化することとした